

作物試験研究推進会議新品種候補審査委員会設置規定

(趣 旨)

第1条 作物試験研究推進会議運営要領(23 作物第 090903 号)第7に定める新品種候補審査委員会は以下によるものとする。

(審査対象新品種候補)

第2条 審査の対象となる新品種候補は、1)農林認定申請候補、2)品種登録出願候補、の2類型とする。

1. 農林認定申請候補

審査の対象は、農林水産省の農林認定申請を行おうとする品種又は系統であり、(1)から(4)までに(当該候補が、一代雑種の場合にあっては、(1)から(3)までに、一代雑種の親品種の場合にあっては、(3)から(5)までに)該当するものでなければならない。

- (1)栽培環境に適合し、強健に生育し、良質、多収等利用目的に適合して農林認定申請にふさわしい普及が見込まれること。
- (2)形質が実用上支障のない程度の均等性を有するものであること。
- (3)特徴となる形質が持続するものであること。
- (4)実用上必要な採種能力又は繁殖能力を有するものであること。
- (5)優れた組合せ能力を有し、かつ、交雑種子の生産が確実なものであること。

2. 品種登録出願候補

審査の対象は、いずれも品種登録に必要な区分性が十分に認められる系統であって、限定的な普及が見込まれる系統、審査時点では普及の見込みが明かでないが新規特性を有し、大規模な試作を行う必要がある等の理由により権利保護のため品種登録出願を行おうとする系統、及び一代雑種の親品種として有用性が認められる系統とする。

(開催)

第3条 新品種候補審査委員会は稲、畑作物、夏作物の別により開催するものとする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は農林水産省担当官、及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構傘下研究機関作物関係領域長等、並びに外部学識経験者で作物研究所長が指名する者をもって構成する。

第5条 委員長は、作物研究所担当研究領域長とする。

第6条 委員長は、会務を総括し、委員会の審査結果について申請者、育成地、作物研究所長及び関連する大課題推進責任者に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、作物研究所企画管理室企画チームが担当する。

附則

第1条 この規定の制定に伴い、従前の農業試験研究独立行政法人等普通作物・工芸作物新品種命名登録候補審査規程(作物研究所、平成13年8月29日策定)は廃止する。